

木村常陸介（重茲）とその伝説

奥田 尚

はじめに

木村常陸介（重茲^{しげえ}）は、関白豊臣秀次の重臣と見なされ、秀吉に切腹を命じられた人物である。豊臣秀次は、天正一九年（一五九二）一月二八日に関白に任ぜられ（『公卿補任』）、その直前に秀吉は関白を辞任し、「前関白」つまり「太閤」となった。秀次の実父は三好吉房であるが、この吉房の三好姓は、秀次が三好康長（笑岩）の養子となって、獲得した姓である。吉房は三好姓を名乗る前は、木下姓であり、この木下姓は秀吉が名乗ったものを借用したものである。ただし、秀吉が木下姓を名乗った由緒は不明であり、吉房は秀吉と同じく無姓の最下層民であった。吉房は、秀吉の姉と結婚し、秀吉が木

下姓となるとともに、木下姓を名乗ったようである。

秀次の母は上に述べたように、秀吉の姉である。秀吉の誕生の事情については、各種の史料を相互に参照してみても、その実態は不明といわざるを得ない（本年報五号の拙稿「秀吉の生誕と幼少期の追検証」）。秀吉のように当時注目を集めた人物でさえ、その誕生事情が不明であり、秀吉の姉をふくめてこの時代前後の人物については、足利家とか土岐家とかといった伝統的な氏族のごく一部を除けば、その出自はよくわからない。戦国時代という百年以上も続いた大混乱は、社会各層の激しい興亡の結果であり、それがようやく統一に向かうのが秀吉の時代である。したがって、ある人物の出自を云々すること自体が、当該時代では無意味で、それだけにそれを知ることがほとんど不可能である。

同じように社会各層の興亡の激しかった平氏政権期でも、同じような事情があった。『保元物語』に源義朝の嫡子という義平は、母は『尊卑分脈』に「橋本遊女」であると記されている。「橋本」は京都と大阪の境界の淀川沿いの地名で、ここには多くの遊女がいた。義朝六男の範頼の母も、『同』には、「遠江国池田宿遊女」とあり、九男義経の母は同史料に、七男全正・八男円成と同じく

「九条院雑仕常盤」とある。雑仕は低い身分の雑用係であり、特段の血統や身分を要せず、『平治物語』の記述から考えれば、清水寺に属した芸能集団の出身とも考えられ、広い意味では一種の「遊女」である。

社会各層の大混乱の中にあつて、既成の特権的階層に属しながら没落する、芸能の才能を持つ女性性は、新たに勃興する階層を対象に、芸能と性を売りながら生活せざるをえなかつた。戦国期の大混乱は、平氏政権から鎌倉初期の社会的混乱以上の混乱であつたから、こうした遊芸・売春集団は、特権階級の没落を想定しなくとも、社会のあらゆる階層に新たに誕生・発展したと考えること、秀吉の母親もまた、こうした集団の一員と想定することができる。個人が属する共同体の動揺が社会的大激動の根本的な要因だから、動揺する共同体から離脱あるいは弾き飛ばされる個人が多数出現し、彼らがいかなる手段でか生命を維持せざるを得なければ、芸能を手段として性を売る、あるいは性を売る手段として芸能を身につけることは、社会に広く存在した。

男の場合には、生活維持手段は、農作業の手伝いをすること、足軽になること、物売りになること、乞食をすること、強盗になること、性を売ること等々であるが、

秀吉にまつわる伝説はそのほとんどを満たしている。軍記を含めて史書類は、そうした共同体から外れた個人の中での成功者もしくは特異者を描くから、共同体を外れるまで経歴は記されないか、記された場合にもはじめから虚偽が含まれている。まず、虚偽を含みにくい一次史料を主とした木村常陸介（重茲）の姿を見、次いで虚偽を多く含む軍記類のなかでの、彼をめぐる伝説のあり方、つまり伝説の位相を見ようとするのが小稿のテーマである。なお、本稿に引用した史料類は、できる限り原文に近い形にしたものの、漢字表記や仮名表記、送り仮名などは、理解しやすいように一部を改めたり変更したりした場合があり、必ずしも原文のままではない。

一 木村常陸介（重茲）の一般的な姿

木村常陸介（重茲）は、どのように考えられているか、それを『国史大辞典』ならびに『戦国人名辞典』から見ておきたい。

木村重茲については、『国史大辞典』（一九八四年一月・吉川弘文館）に高木昭作の執筆で、次のようにみる（A）。

木村常陸介 きむらひたちのすけ ？—一五九五

安土桃山時代の武将。諱は重茲、定光（『寛政重修諸家譜』庄田安信譜）、重高（『古今類聚越前国誌』）など諸説あるが、どれも確認できない。文書の署名からは上の一字が「一」と読めるだけである。近江の木村氏に出自し隼人正定重の子（あるいは同一人）とする説があるが、これも確認できない。『福井県史』や前記『越前国誌』によれば、天正十一年（一五八三）、若狭三方郡を領して佐柿国吉城に住し、同十三年、越前府中（福井県武生市）に移る。

文禄二年（一五九三）、再度佐柿に移ったのち、某年山城淀で十八万石を領したといわれる。府中に住した点は、のち五月（天正十五年）付の文書（『岡本村史』所載『三田村文書』）で確認できる。また、この年の九州征伐の陣立書の軍役人数からすれば、その所領は七、八十万石程度だったようである。『伊達家文書』などによれば、天正十八年、小田原征伐に参加したのち、出羽の検地を行い、仙北一揆を平定した。文禄元年朝鮮に渡海。この前年のころから豊臣秀吉と秀次の間の取次を勤めていたらしく、渡海中の留守屋敷は聚楽にあった。同四年七月十五日、

秀次に連座して山城山崎近辺の大門寺（大阪府茨木市）で自殺した。墓は同寺にある。

また、高柳光寿・松平年一の『戦国人名辞典』（一九七三年七月・吉川弘文館）には、次のように記されている（B）。

木村常陸介（きむらひたちのすけ）（？—一五九五）（隼人正）定重の子、名は普通に重茲、定光、重高などがあるが、本当のことは不明。古文書にある署名はいずれも読み難い。隼人正の子なので小隼人と呼ばれた。天正十一年相続か。賤ヶ岳の役では近江堂木山砦の守備大将（武家事紀）。十二年四月小牧に従軍（浅野家文書）。十三年越前府中城十二万石を与えらる（古今類聚越前国誌・武家事紀）。十五年九州の陣に従軍（当代記・伊達家文書）。十八年の小田原の陣には、先鋒となって、五月武蔵岩槻城を攻撃（武家事紀）。文禄元年朝鮮に出動、ついで山城淀城十八万石に加増され移封（越前国誌）。二年閏九月二十二日若狭の内丹羽長重が没収された跡を加増さる（駒井日記）。四年七月関白秀次事件に連坐し、大門寺で自殺。真偽は口にいえないが、

長門守重成の父と伝えられている（川角太閤記・武家事紀）。

まず、木村常陸介の実体を確認するために、AならばBが依拠している史料類を見てみよう。

A・『寛政重修諸家譜』の「庄田安信譜」、『古今類聚越前国誌』、『福井県史』、『岡本村史』所載『三田村文書』、『伊達家文書』。

B・『武家事紀』、『古今類聚越前国誌』、『浅野家文書』、『当代記』、『伊達家文書』、『駒井日記』、『川角太閤記』。

A、Bともに二次的史料、つまり編纂物を史料にしていくケースが多いことが目につく。戦国時代の終焉とともに、次第に個人の伝記や「家」の家記の類が盛んに書かれ、そうした二次的編纂物に誇張や誤りが多いことは承知しながらも、それらに依拠せざるを得ない当該時期の個人に関する情報のあり方を示すものである。

A、Bの依拠史料の中で、一次史料の性格の強いもの（編集等の二次的加工があまり加わっていないもの）は、Aの『岡本村史』所載『三田村文書』、A・Bの『伊達家文書』（個人の伝記などは除く）、Bの『浅野家文書』（個人の伝記類を除く）・『駒井日記』程度である。最近

はインターネット情報などで、一次史料に近い史料がかなり容易に数多く入手できるようになったので、それらを手がかりに木村常陸介（重茲）の活動を再確認してみたい。

まず天正一〇年（一五八二）一〇月一八日の秀吉の書状に、「木村隼人」の名がみえる（『大日本史料』第一編の一所収「金井文書」）。この文書とほぼ同文の文書は、『浅野家文書』などに数通があるようである。『浅野家文書』所収のほぼ同文のものには、「豊臣秀吉披露状写」（一〇号文書）という文書名が付されており、その「端裏書」には「信孝様信雄様え従秀吉様披露状之写（信孝様・信雄様へ、秀吉様よりの披露状の写し）」とある。

（以下、引用史料中に「」で記したものは、原則的には私注である）。この一〇号文書の内容は多岐にわたるが、柴田勝家との対決に備えて、そこにいたった事情を述べたものである。その一部に明智光秀を滅ぼした山崎合戦のことが記されており、そこに「木村隼人」の名が見える。

この年の六月二日に本能寺の変があり、明智光秀によって織田信長とその嫡男信忠が自殺に追い込まれた。當時、備中で毛利方の高松城を水攻めにしていた秀吉は、

毛利輝元と和睦し、明智光秀と山崎に対決する。戦闘がはじまるのは六月一三日のことで、上の披露状には「一三日の晩に、山崎に陣取申候。高山右近、瀬兵衛〔中川清秀〕、久太郎〔堀秀政〕手へ、明智め段々に人数立、切懸候処を、道筋者高山右近、中川瀬兵衛、久太郎切崩候。南の手は池紀者〔池田紀伊守恒興の配下の者〕の意)、我等者には加藤作内〔光泰〕、木村隼人、中村孫平次〔一氏〕切崩候。(中略)明智め山科の藪の中に北入、百姓に首をひろわれ候事」とある。

山崎合戦に「我等者」すなわち秀吉の配下の者として「木村隼人」の名がみえる。ちなみにBの『戦国人名辞典』は木村常陸介を「定重の子」とし、別に「木村定重」を項目立てし、「(隼人佐)秀吉麾下、天正十年六月秀吉に従って山崎に会戦。十一年死去か(東寺百合文書・増補筒井家記、他)」とし、山崎合戦に参加したのは父の定重とする。『東寺百合文書』の記述は後に確認するが、『増補筒井家記』の山崎合戦の部分には「羽柴秀吉、知らずして曰く、味方甚だ疲れたりと見へたり。旗本より打て掛るべしと自ら馬を進めしかば、舎弟小一郎〔秀長〕、姪の孫七郎秀次を始め黒田父子、勝野父子、堀尾父子、蜂須賀、中村、生駒、田中、山内、寺沢、有

馬、木村、青木、梶原、石田、大谷、加藤、小西、片桐、長束等、我先にと進む」と、「木村」とあるのみで、「隼人佑」とも「定重」とも記されていない。

『東寺百合文書・り』所収の二六一号文書は、「(永禄十二年カ)卯月十九日」の日付を持ち、永禄一二年の推定が正しいとすれば、西暦一五六九年に相当する。文書の内容は「東西九条」に散在する東寺領について、東寺へ年貢諸公事などの納入を怠っていた三上越前守と古市修理に対し、藤吉郎(秀吉)の調査の結果に従い、寺へ納入するように命じたもので、その文書の署名に「富田平右衛門尉長家(花押)」と並んで、「木村隼人佐定重(花押)」がある。永禄一二年四月に藤吉郎の家臣として、「木村隼人佐定重」という人物がいたことが確認できる。なお、本文書は刊本『東寺文書・り』では「二六一 本村定重富田長家(知信)連署折紙」となっており、「本村」というまでもなく「木村」の誤植である。軍記類以外で、この史料が唯一「木村隼人」の諱を示すもので、「木村隼人」は「定重」のこととせざるを得ない。

山崎合戦の以降の年次で一次史料を見つけることのできたのは、前文書の一四年後の天正一一年四月四日付の、杉原七郎左衛門家次に宛てた秀吉書状である(『大日本

史料』一一編三卷所引「信松院文書」。この年三月三日、柴田勝家軍は近江に進軍した。秀吉は瀧川一益支配下の伊勢に出陣中であつたが、軍を近江に戻し、江北で勝家と対決する。四月四日はその対峙中であり、この文書によれば、勝家方が若干退いて陣形を整えようとして、秀吉方の「将監」（木下昌利）、「隼人」、「毛介」（堀尾吉晴）が陣取つた山に登つてきたので、三人が後退しないように秀吉が軍勢を送つたといふものである。この文書の「隼人」には「木村重茲」との編纂者の付した右注がある。この注記は軍記類に見える「木村重茲」に相当すると見たもので、軍記類を採用しないとすれば、「木村定重」とあつて然るべきものである。一四年後なので代替わりをしている可能性もくはないが、両方とも秀吉が活躍中のことであり、特段代替わりを想定する必要はない。なお、軍記類での諱の「重茲」は「中川家譜」、「定光」は「松井家譜」、「重高」は「古今武家盛衰記」などにみえる。

このように木村隼人佐定重は、秀吉と柴田勝家との対決に、秀吉側での活躍がみられるのである。小瀬甫庵『太閤記』（『甫庵』太閤記）と略）では、対瀧川一益戦、対柴田勝家戦での「木村」は「木村隼人」「木村隼

人正」「木村小隼人佑」「木村隼人佑」と呼称が一定しないが（後にも触れる）、一連の行動中の人物なので同一人物と見るべきで、それは「木村隼人佐定重」であるとせざるを得ない。

天正一一年四月二四日柴田勝家は北ノ庄城（福井）で自尽する。次いで秀吉は、信長の二男信雄と対立し、信雄は徳川家康と手を結び、天正一二年（一五八四）三月から小牧・長久手の戦いがはじまる。『浅野家文書』一二号は「秀吉公小牧陣御備之図」の箱書を持つ「羽柴秀吉陣立書」で、「ひかしの備（東の備）」の第一列に「木村隼人殿 千五百」とある。木村定重が秀吉方で小牧・長久手合戦に参戦したことを示している。

次に、天正一八年（一五九〇）五月日付の「浅野長政木村重茲連署禁制」（『浅野家文書』二四号）がある。その署名は「浅野弾正少弼（花押）」と「木村常陸介（花押）」である。標題に「木村重茲」とあるのは、『浅野家文書』の整理者の付したもので、この「木村常陸介」が「重茲」であるかどうかは不明である。文書の内容は下総国大須賀分領について、「当手軍勢」の乱暴狼藉、放火、地下人への非分の儀や麦の刈り取りを禁止するといふものである。「当手」は秀吉軍のことで、この年の正

月より本格的に小田原の北条氏への攻撃がはじまり、同時に秀吉は関東方面に軍勢を展開した。

同じ『浅野家文書』二五号の「豊臣秀吉朱印状」は、この年五月二〇日付で「浅野弾正少弼どの」と「木村常陸介どの」の両名へ宛てたものである。長文で内容も多いが、二人が二万人ばかりの軍勢を召し連れ歩き、取るに足りない小城を接収していることを叱責し、上杉景勝と前田利家を取り巻いている鉢形城の攻撃軍に早く合流するように命じたものである。北条氏に縁故のある関東地域の制圧戦の一環で、北条氏邦の籠城する武蔵国の鉢形城（八形城）を秀吉方が攻撃したことにまつわる文書である。このほか『大日本史料』一一編の稿本には、天正一八年五月三〇日付の香取神社に關係する文書、六月二四日、七月一三日付の武蔵国に關連する「木村常陸介」の名の見える史料類があげられている。

これらの木村常陸介の活動の基本は、上記のように秀吉の北条氏への攻撃にある。この合戦の初期に北条氏の本拠小田原城を支える西の拠点支城で、東海道に臨む天正一八年三月にはじまる伊豆山中城攻防戦がある。『毛利家文書』第四卷に年月欠の「山中城取巻人数帳」（一五六二号文書）があり、そこに「二千八百人 木村常陸

介」とある。木村常陸介は秀吉の北条制圧の合戦に当初から参加し、下総や武蔵などで活動し、さらに次に述べのように奥羽地域の支配にも活躍したのである。

また同稿本の上杉景勝の年譜に引用された「出羽国檢地条々」は同年八月日の秀吉の朱印状で、その宛名は「木村常陸介」と「大谷刑部少輔」である。『山形県史』所引「色部文書」に「木村常陸介」と「大谷刑部小輔」の署名のある天正一八年八月の「出羽国御檢地条々」があるようである（長井政太郎論文）。また同稿本の「伊達政宗公記録事蹟考記」引用の同年一〇月一八日付の伊達政宗が前田利家の家臣の徳山五兵衛に出した文書に、仙北一揆（秋田地域）がおこったが「大刑」と「木常」が相談し過半を退治したとある。「大刑」は大谷刑部吉継のことで、「木常」とは木村常陸介のことである。『伊達家文書』二の五六四号文書に伊達政宗宛の天正一八年一二月の「木村重茲書状」があり、一〇月二二日・十一月五日付の政宗の手紙を一二月一八日に京都で見たこと、常陸介は秋田での取り締まり後の一月中旬に上京したこと、大葛一揆に政宗が出馬したこと（一揆の背景には秀吉の東北進出に対する複雑な現地情勢があった）などが記されている。もちろん「木村重茲書状」の命名は編

者によるもので、「木村常陸介書状」とするのが正しい。天正一八年の八月から十一月にかけて、木村常陸介は奥羽地域で活動していた。

秀吉は国内制圧を終えたとすぐに、朝鮮・中国への侵略を開始する。文禄二年（一五九三）四月一二日付の「豊臣秀吉朱印状写」（『毛利家文書』四の九二八号文書）があり、内容は「もくそ城」攻撃に対する諸將への指示書で、宛名は「羽柴備前宰相」（宇喜多秀家）など多数が列挙され、そのなかに「木村常陸介どのへ」がある。木村常陸介が文禄の役に参戦していた。『吉川家文書』二の一二八号「文禄二年八月廿三日豊臣秀次朱印状写」には、吉川広家の自筆で「前ノ年〔文禄元年〕、羽柴藤五郎〔長谷川秀一〕、細川三斎〔忠興〕、木村常陸介等おくれ被取、其故かうらい〔高麗〕あつかいに成候共、打可果之由候て、明年藏人手へ首数多打取也」とある。木村常陸介等は攻撃に失敗したので、たとえ高麗に居住させられても、敵を打ち果たすように、とのことで奮闘したことが分かる。『島津家文書』二の九五七号文書「高麗国出陣人数帳」（文禄四年正月十五日付）には、「高麗城々留守居之事」として一四城の留守居の人名が列挙されるなかに、「千五百人 木村常陸介」とある。

具体的な城名は不明であるが、常陸介は朝鮮のどこかの城の留守居役に任命されていた。

木村常陸介が朝鮮から帰国したことは、『駒井日記』文禄二年閏九月一三日条に「一 従高麗帰朝之衆 九日に御目見之分 木村常陸〔後略〕」とあり、閏九月九日までに帰国し、同日秀吉と対面をしたことがわかる。なお、一次史料によつて木村常陸介の姿を記述したものに、彼の所領関連についての『福井県史』の論述がある。木村常陸介の支配部分にしぼって大要を紹介してきたい。

天正一一年四月の賤ヶ岳合戦での柴田勝家の滅亡後、若狭・越前の大名配置は大きく変化した。近江・若狭から丹羽長秀が北ノ庄に入り、越前と加賀半国を支配した。長秀の転封後、若狭国三方郡は「木村隼人佐」が支配し、遠敷郡の一部も支配した。天正一三年四月長秀が死去すると、継嗣の長重の支配地は若狭一國に削減された。長重が継承するはずだった越前府中（武生）には、若狭佐柿（美浜町）から「木村常陸介」が転じた。天正一八年末には大谷吉継が敦賀に入り、越前府中の木村常陸知行分を拝領した。ただし、木村常陸介は府中付近での所領の割りかえがあったと推定され、府中を動いていない。

しかし、文禄二年末から文禄三年当初の時期には、木村常陸介の越前領知は終了したとみて大過はない。以上の『福井県史』の所領変遷の記述からは、「木村隼人佐」が「木村常陸介」と同一人物と推定することができる。とすれば、「木村常陸介」の諱の少なくとも一つは「定重」であったとせざるを得ない。

『福井県史』の所領の記述は、依拠史料があげられているので、それを確認する作業の中で、「木村」に関する重要な一次史料を見つかることができた。それは『同』資料編第六卷〔中・近世編四〕の三九八頁、「内田吉左衛門家文書」の二号「木村隼人佐副状」と三号「木村常陸介安堵状」である。二号文書は一号文書「羽柴秀吉朱印状」に対する副状で、朱印状は天正一三年閏八月一四日付で、内容は越前国中の蠟燭司に野辺四郎右衛門尉を任命するものであり、その朱印状を受けて同日付の副状でそれを「国中在々在所々」宛に周知させるものである。この署名に「木村隼人佐」改行して「一（花押）」とある。

三号文書は年を欠き一二月五日の日付である。内容は「蠟燭ならびに蠟商売」の諸事について、前々の如く少しも相違あるべからざること、というものである。宛先

は「野辺郎右衛門尉殿へ」とあるが、県史編纂者によって「辺」と「郎」のところに「（四脱カ）」との右注がある。宛先と内容から見て一号・二号文書と密接な関係があるものである。この文書の署名に「常陸」改行して「一（花押）」とある。原文書にあたったわけではないので断言はしかねるが、「一（花押）」の共通性と、内容の密接な関連性から見て、天正一三年閏八月以降に、「木村隼人佐」は、「常陸」すなわち「木村常陸介」と名の変えたことは間違いない。

『福井県史』資料編の史料の多くはウェブの画像で公開されているが、上記の「内田吉左衛門家文書」は資料目録にはあるものの、個別の文書の画像は見あたらなかった。別の「木村隼人佐」署名の画像のある文書は、「田辺半太夫家文書」と「清水三郎右衛門家文書」の二通である。前者の編集者によるデータの「差出人」項目は「木村隼人佐」、後者のそれは「木村隼人佐一光」となっている。両者の文書の画像を見比べると、同一人の手になるもので、また花押も一致している。諱は両方ともたしかに「一光」とは読めそうであるものの、断定できるほど明瞭ではない。Aの「文書の署名からは上の一字が「一」と読めるだけである」とか、Bの「古文書に

ある署名はいずれも読み難い」とかには、おそらくこの二通の文書が含まれるのであろう。

なお、「帆山寺」文書の天正一九年二月一八日付の「(木村常陸介安堵状)」は画像があり、署名は「常陸介」とだけあり、下に花押を添える。この文書の注記に「本文書、研究ノ要アリ」とある。この文書の花押は、上記の「木村隼人佐」署名の花押をまねしたような、それでいながら上記の花押とは素人目にも一致しないことが明らかな花押が据えられている。

「田辺半太夫家文書」の内容は、若狭国三方郡山東郷の「こうじ(麴)座」の特権を前々のように「かうしや(麴屋)清左衛門」に認めるといふものである。「清水三郎右衛門家文書」の内容は、若狭国遠敷郡宮川の内「本保村」における村内の殺人事件に関するものである。さて、木村常陸介の最期は、軍記類以外では『言経卿記』の文禄四年七月一六日条に「昨日」として「於山崎大閨御内木村常陸介、腹ヲ被切也」とある。『甫庵』太閤記』卷一七「同罪と号し切腹之面々」に、「木村常陸介は摂州五ヶ庄大門寺におゐて切腹」とあるものの、日付は明記されていない。『天正記(天正軍記)』卷八では「七月一三日あくぎやうにん(悪行人)御せいはいの

衆」として、「木村ひたちのかみ(常陸介)」 摂津国五かしよ(五ヶ庄)大門寺にてしやうがい(生害)なり」とある。摂津国五ヶ庄大門寺は、現在の茨木市大字大門寺であり、本学から北方の山手台の住宅地に北接する地域の寺である。軍記類の大門寺と『言経卿記』の山崎(他にも『川角太閤記』も「山崎の寺」とする)は相違するが、その理由は不明である。以上ができる限り軍記類に依拠しないで、主として一次史料によつてうかがえる「木村常陸介」の姿である。

二 木村常陸介の伝説

小瀬甫庵は『太閤記』の「凡例」に、「この書、太田和泉守記しけるを便とす。彼泉州、素生愚にして直なる故、始聞入たるを實と思ひ、又、その場に有合せたる人、後にそれは虚説なりといへども、信用せずなんありける。予、また小智小見にして、虚実の本を正す事、多はせずなんぬ」と記した。太田和泉守の記したものに依拠して、この『太閤記』を記したという。

追手門学院大学電子図書館の小瀬甫庵『信長記』の「解題かえて」に記したように、甫庵『信長記』の冒頭

にも同趣旨の記述があり、この場合は太田牛一の「数帙の書」（現存の『信長記（信長公記）』を「本」として）記したとある。牛一の『信長記（信長公記）』は大部の著作であることも関係するのか、甫庵『信長記』は各巻の冒頭に必ず「大田和泉守牛一輯録、小瀬甫庵道喜居士重撰」と記し、太田牛一に依拠したことを明記する。ところが甫庵『太閤記』にはこの種の記述はまったくなく、前引のように冒頭の「凡例」にのみ太田和泉守の記したものを「便」にしたとするのみである。

太田牛一の記した「太閤記」については、桑田忠親は『山科言緒卿記』にのせる仙洞御所御物の『太閤軍記補歴二冊』のことであり、それは散逸して伝わらないという。これに対し大沼晴暉は、牛一の自筆本が現存する『大かうさまくんきのうち』そのものが、牛一の「太閤記」であるとする。この『大かうさまくんきのうち』（太閤様軍記の内）を、杜撰な形で収録して版本としたものが『天正軍記』七・八・九巻である。本学アジア学科から『秀吉伝説序説と「天正軍記」』（二〇一二年四月・和泉書院）として、『天正軍記』の影印と釈文を含めて刊行したものにも、「解題にかえて」でこのあたりを事情を説明した。

要するに牛一の自筆本が残る『大かうさまくんきのうち』が、甫庵が「便とす」と記したものである。分量からいえば『甫庵』太閤記』は全二二巻、うち二〇巻から二二巻は甫庵が自らの思想を著述したもので、これを除いた一九巻が秀吉とその時代の叙述にあてられている。それに対し牛一『大かうさまくんきのうち』は、一冊一五四丁（片面にすれば三〇七頁）で、『天正軍記』に収載されたものでは三巻を一冊におさめており、分量ははるかに少ない。大沼晴暉によれば、「寛永一七年刊本『聚楽物語』三巻の如き、それまでの太閤関係の記述が必ず参看していた牛一太閤記を、甫庵太閤記の影に追いやってしまったのである。こうして近世前期以降、牛一の著作は、殆ど流布しなくなってしまった」という。さて、木村常陸介の伝説であるが、『大かうさまくんきのうち』（『牛一』大かうさま）と略）には次のような部分がある（理解しやすい表記に改めた）。なお、「木村常陸介」とした部分の原表記は「木むらひたちのかみ」であるが、軍記類では「介」を「かみ」と訓ませる例もあり、「木村常陸介」と表記した。

ここに、木村常陸介と申す者、大閤（「太閤」のこと）の譜代の御家人なり。越前国府中の城に、一郡

を相添へ下され置き候間、昼夜、大闇へ御奉公申すべき事に候を、似合わざる一徹をつくり、人そぐいも「人間らしいところ」の意」これなく、知行所務候ては、八木「米」の意」を府中の町人家並みに「家ごとすべてに」の意」預け置き、一倍五割に「一、五倍に」の意」金銀を召し置き候。しかる間、叶はざる者ども逐電いたし、その私宅沽却させ金銀を取り、その上、見せしめのよし候て、町人おとなしき者の下人をいはれもなく召し取り、礫に味噌屋と申す町人の門口に懸け置き候。町人、迷惑いたし、詫び事候へば、囑託「報酬」の意」を取り、そのとき、山野へ捨てさせ。死人を、金銀に売り買ひ候事、古来稀なり。金銀蓄へを本といたし、かの無道人、関白殿くわんぱくどの「関白殿へ」の意」口の道「弁舌の道」の意」より取り入り、御意見の申し様「は」を補うと理解しやすい」、多数の梨地蒔「漆の上から金粉を蒔き、更にその上に漆をかけて磨きだして金を見せる技法」を仰せつけられ候「へ」を補うと理解しやすい」。この道を、御稽古あそばし候て、一尺四方には黄金何程要り候を「どれほど必要かを」の意」上意候はば「ご命じにな

れば」の意」、過分に御利潤まいるべきと申し上げ候。もつともと御同心なされ、御相伝候て、仰せつけられ候間、諸職人迷惑いたし候。政道、軍法の途をば、かつてもつて申し上げず。微細至極なる事のみ、申し上げ候。

さらに、秀次に与した「悪行人」の処分を記した部分に、木村常陸介は次のように記される。

一 木村常陸介、撰津国五ヶ庄大門寺にて生害。日頃蓄へ置き候黄金、召し上げられ候なり。同じく妻子、帥法印にお預け。

(中略) 当座かようにて、何れも御成敗。品々多きその中に、木村常陸介妻子、三条河原に礫に懸り、都にて諸人に恥をさらす事、一年、越前府中にて味噌屋が門口に科なき者を礫に懸け候報ひととせ、たちまち眼前。天道恐ろしき事。

『(甫庵) 太閤記』は上引のように「この書、太田和泉守記しけるを便たよりとす」というのだから、当然この話も『(甫庵) 太閤記』に採用されるべきものである。ところがこの話は『(甫庵) 太閤記』には見えない。同じ上引の部分には、牛一ははじめに聞いたところを真実だと思ひ込み、後にその場にいた人があれば虚説だといって

も信じなかったとあり、自分（甫庵）は小智小見なので、それを正すことは多くはできなかった、という。それではこの木村常陸介の府中での金銀の収奪は「虚説」だったために、甫庵が「正した」のであろうか。

まず、『甫庵』太閤記』の木村常陸介に関連する記述を見ておきたい。最初に彼が登場するのは、清須会議後の秀吉と柴田勝家の対立の場面で、天正一〇年一〇月信長の葬儀をすませた秀吉の権勢が高まるのを憎んだ勝家は、雪深い越前でにわかの出兵もできず、とりあえず同年一二月秀吉と和睦し時間を稼ごうとする。勝家の派遣した和睦の使者を秀吉は受け入れ、勝家と和睦する。その使者が帰国した後、秀吉は蜂須賀家政（小六正勝の子）と「木村隼人」に、勝家の和睦の申し入れは、雪が消えるまでの時間稼ぎに違いないと語り、国々の城主たちに懇切な工作をし、大半を味方につけたとある。その後、勝家に味方する瀧川一益方の嶺城を攻撃する天正一一年二月の秀吉軍に「木村隼人正」、江北に出陣した勝家に対する同年同月の秀吉軍の一三段備えの「三番」に「木村小隼人佑」、秀吉方についた勝家の養子柴田勝豊の家臣山路将監の勝家方への寝返りに対処する話に「木村小隼人佑」が見え、いわゆる賤ヶ岳合戦に活躍する

（以上、『甫庵』太閤記』五巻）。

巻八の冒頭の「天正十一年城主定之事」には、「若州佐柿城 木村隼人正 後号常陸守」とある。若狭佐柿城主（美浜町佐柿）として、「木村隼人正」が任命され、後に「常陸守」と号した。彼は巻一〇の秀吉の九州制圧戦にも参加し、天正一五年五月の島津義久の降伏の取次にあたり、大隅攻撃軍の一翼となっていた。巻一

一には同一六年四月の後陽成の聚楽第行幸の前駆の一員となっている。巻一二では秀吉の北条氏制圧戦と同時進行の関東平定戦での活躍が見られる。巻一〇以下はすべて「木村常陸介」と表記され、これ以下もすべて「木村常陸介」である。

巻一三には「高麗陣」すなわち文禄の役関連の記述があり、「朝鮮国御進発之人数帳」には、「朝鮮国都表出勢之衆」として、「三千五百人 木村常陸介」とある。実際の活躍は巻一四に、全羅道（朝鮮半島南西部）の「木曾判官」金時敏と戦い、勝てずに退却したとある（文禄元年一〇月）。巻一五には豊臣秀次（関白）が朝鮮派遣の諸将の激励のために使者を派遣したが、特に「木村常陸介」には贈物も多く、懇ろな書状も付されたとある。常陸介が関白秀次の書状を長谷川秀一（信長時代からの

譜代の武将)に示し、関白との縁を自慢げに述べた。秀一は居眠りをして聞かない素振り、常陸介がもし関白との仲を誇るのであれば、関白からの贈り物を諸將に配分し、関白からの使者を同道して諸將の労苦を慰問すべきだと諫めた。常陸介はそれに同感し、贈物を諸將に配分し使者を同道して慰労したので、諸將は秀次に感謝の書状を送った、とある。ちなみに秀次の関白就任はすでに触れたように天正一九年(一五九一)一二月のことで、翌二〇年は一二月に文禄と改元するので文禄元年である。

卷一七は一卷が秀次の処分にかかわる記述であり、「前関白秀次公之事」、「益田少将忠志之事」、「秀次公御切腹之三使登山之事」、「御切腹之事」、「同罪と号し切腹之面々」、「秀次公御若君姫君并御寵愛之女房達生害之事」の項目からなる。冒頭は「そもそも関白秀次公、尾州の太守たりし時には相替り、天下の家督を請給ひてより、御行跡猥りがはしく、万浅はかにならせられ、諷をいれられず、雅意(「意のまま」の意)なる御ふるまひども、月にかさなり年にいや増、上下大方うとみ初けり」とはじまる。冬の山中の狩りにも武器を嚴重に用意し、都近くでの遊びにも敵に間近い砦にいるかのような武装であったので、上下の人々は秀吉への野心があると

噂し、それは秀吉の耳にも入る程であった。甫庵は、「秀次公、左様の御心はいささかもなかりしかども、件の御行跡にては、さも云へば云はるる御行なひなり」と記し、秀次には秀吉に対する野心はなかったと断定している。

これに対し『(牛一)大かう』は、記述を「そもそも当今様(後陽成天皇)、百王百代このかたの聖王なり」と後陽成讚美からはじめ、次に「去程に、太閤秀吉公、御出世よりこのかた、日本国々に金銀、山野に湧き出で」「太閤秀吉公、御慈悲、専らにましまし候故、路頭に乞食非人一人もこれなし」と秀吉讚美を加えて序文とする。次いで「当関白殿(秀次)、御行儀の次第」と項目立てして、「鉄炮御稽古として、北野辺へ出御なされ、田畠にこれある農人を目当てに、撃ち殺させられ。ある時は御弓御稽古として射ぬき、「射通し」の意」を遊ばし候とて、往還の者を召し取り、射させられ」と暴虐な場面から記述を始め、「他所の科をも関白殿負わせられ。万端、正路(「正しい行ない」の意)御座なき故に候」と、秀次の悪行の姿を印象付ける。その上で既述の木村常陸介の府中などでの悪行を記し、次いで関東から下向した粟野木工頭が秀次に取り入り、日本から唐・南蛮ま

でも支配すべきだと吹き込み、鹿狩りと称して謀叛を相談し、居城の聚楽から北野大仏まで三〇町（約三キロ）を武装させて往来したとする。

続けて、それが秀吉に聞え、文禄四年七月三日に前田玄以、富田一白、増田長盛、石田三成らの糾明を受け、八日高野山へ追放されたと記し、「太閤の御恩の高き事は須彌山なり。頗る下は徳を蒙つて。深き事は滄溟海、返つて浅し。〔秀次は〕を補うべき」これ偏に賢臣を嫌い、佞人〔おもねる人〕の意〕を近づけ、正義、全からざる故なり」とする。加えて「太閤は若年の昔より、日本国を駆け廻り、御心労なされ」のに対し、「関白殿は、御心労もこれなく、御若年の御時より太閤の御譲りを受けさせられ、天下無双の階級に上らせられ。第一に御恩を御恩と知しめさず、第二に御慈悲かつてもつてこれなし、第三に悪行ばかり御沙汰候て、随〔「氣ままの意」〕、雅意に御働きなり。その道、違ふ時は、威ありといへども久しく保たず。天道、恐ろしきの事」とする。秀次に対して一点の良い評価もなく、序文相当部分に「文禄四年七月三日、今度、日本国、既に暗夜とならんと欲するの次第、天道、恐ろしき次第なり」とあるように、秀次の治世が秀吉抜きで完成すれば、日本国は暗夜

となったと断定してはばからない。太田牛一は秀吉・後陽成の治世を讚美するために、悪の権化の役割を秀次に付しているのであり、どこまでが史実かどうかは極めて疑わしい。秀次の切腹の場面を描いた後に、さらに秀次の悪行を三点付加する。一点は正親町上皇の死去（文禄二年正月）直後に鹿狩りをしたこと、二点は比叡山に女たちを連れて上り鹿狩りを行ない、雨で一日逗留した後、諸道具をすべて谷底に投げ捨てさせたこと、三点は北野へ出かけた折、盲人の手を引いた直後、その手を切斷してなぶり殺しにしたとある。

これら三点は『甫庵』太閤記』も採用するところで、一次史料の類ともみなせる『言経卿記』にも上皇死去の喪中の狩り、比叡山の狩り（女連れとかの内容の記述はない）には対応の記事がある。太田牛一の『信長公記』には、父の葬儀の場での信長の異常な振る舞いの記述、有名な信長の比叡山の焼き打ちの記事、また火起請に失敗しながらもそれを認めない左介を信長が誅戮したことや、無辺と称する僧侶崩れを信長が誅したとあることなどがあり、信長を含めた戦国の気風からすれば秀次の悪行はさほどのことではない。

それを事々しく秀次が関白として権力を握れば日本国

が暗夜になると断じて、秀次とその家臣や周辺の悪行を書き付けた太田牛一と、「この謀叛の事、虚とも実とも終に知れずして、方々におゐて自害ありし人々一人も白状に及び、某は存ぜず、彼は存知たるという人もなく、濡れ衣を着て旅に赴きぬる事、宿業のほど浅ましと観念し終りにけり。哀れなる事どもなり」とする小瀬甫庵とに、秀次と家臣たちをめぐる評価に大きな差異がある。

牛一は木村常陸介に強欲という悪行を与えて、その死に際して蓄えた金銀を没収されたという因果応報譚さえ付し、甫庵は「木村常陸介は摂州五ヶ庄大門寺におゐて切腹せしが、日頃召し使ひし者どもに刀、脇差、その外金銀など遣はしけり」とし、殉死覚悟の家臣を殉死などしたら草葉の陰まで恨むぞといい、殉死しないとの誓詞を出させ、住持には金子五枚を渡し、庭に畳を敷かせて屏風で囲んでその中で静かに切腹したとする。

秀次と木村常陸介の關係にしても、牛一が「関白殿、口の道より取り入り」など、秀次との關係をのみ強調する。既に引用したように常陸介を「大閤の譜代の御家人也」とはするが、これは「譜代の御家人でありながら悪行人であった」という文脈である。一次史料で見たように常陸介は秀吉の命を受けて活躍する人物で、秀次との

關係だけを強調するのは片手落ちである。甫庵は、常陸介は將軍（秀吉）取り立ての重臣であったが、石田三成に地位を奪われ、秀次への奉仕に熱中せねばならなくなり、三成と増田長盛から密偵を付され日々の行動を監視されたが、そうしたことを常陸介は気付かずに秀次に仕えていたとする。この点でも『牛一』大かうさまと『甫庵』太閤記の彼への評価には大差がある。

まとめにかえて

牛一と甫庵の木村常陸介像のどちらかが正解、というわけではない。戦国末期の状況を生きた武士たちには、金銀財宝への執着もあり、同時に従容と死につく覚悟もあった。また、仕える主君の選択にも、周辺の人物たちとの相互關係でさまざまな影響があったことも想像に難くない。こうした大きな善悪の振幅を抱えた戦国の状況を踏まえれば、牛一も甫庵もそれぞれに木村常陸介の実像を描いたのである。ただし、牛一の『大かうさま』のみが書かれたとすれば、木村常陸介はずいぶん歪んだ姿で人々の記憶に残ったに違いない。

秀頼へ「天下」を譲りたいという執着がもたらした秀

吉の「殺生閔白秀次処分」は、それに対する人々の漠然とした同情を生んだであろう。そうした同情の上に、強欲（それは生命への執着でもある）でもあり、同時に生命への執着を放棄している木村常陸介の姿は、人々に共感される存在となりえた。加えて、やがて豊臣家自体を滅亡させた石田三成の陰謀に気づくことなく、滅んでいったとする『甫庵』太閤記』の木村常陸介の姿は、同情を寄せる伝説的人物として、人々に記憶されることとなった。

木村常陸介の息子には、やがて木村長門守重成という人物が配される。重成は夏の陣で戦死する実在の人物であるが、木村常陸介とは無関係の存在である。重成には、冬の陣への徳川家康の講和の血判誓詞を受け取る使者となり、立派に務めを果たしたという史実にはない物語が付され、凛々しい若武者のイメージが与えられた。高橋圭一によれば、血判受け取りの物語は、承応四年（一六五五）に小早川能久が記した『翁物語』が早い時期のものという。高橋は、同書をもとにして『難波戦記』は、重成の使者の物語をやや脚色してつくったとし、そこではいまだ重成は主役にはなっていないが、同書には「起居振舞、頬魂、眼指、天晴器量骨柄、天性無双の（たらいふるまい、つらたましいまなこやし、あつぱれきりょうこつがら）

勇者」と後の重成の美男子像の原型があることも指摘する。また高橋によれば、重成の父を木村常陸介重茲とするのは、『元和花老軍記』と『浪速軍記全解』の二作からとされる（両書ともに成立年代は調査できていない。ただ、『難波軍記全解』という書名は日本古典籍総合データベースにあり、これが『浪速軍記全解』と同一のものとするれば、享保一一年一七二六年の成立のようである）。また、木村常陸介の娘には、「雪の前」という架空の人物が創造された。彼女に恋こがれて死ぬ「うらみのすけ（恨の介）」の恋物語を描いた、「うらみのすけ」という仮名草子があり、寛文四年（一六六四）までには成立している。日本文学の方面では、この物語に関する研究は数多いようである。また、この物語の「雪の前」の紹介部分には、閔白秀次は石田三成に讒言されて自害したこと、秀次の妻妾たちが車に乗せられ京を引き廻され、三条河原で秀次の死骸と対面させられても、喜びながら死んでいった場面などもある。

木村常陸介自身も、真田増誉『明良洪範』（元禄ころ一七〇〇年ころ成立か）続編巻一五には、秀吉を殺そうと伏見城に忍び入ったが果たせなかったという物語が付される。これが『絵本太閤記』（寛政九年一七七七）享

和二年一八〇二(成立)になると、常陸介は「忍術に妙を得たり」となり、大盗賊にして忍術に長じた石川五右衛門との堅い結びつきが語られるにいたる。

〔甫庵〕太閤記』が大流行していなければ、果たして木村常陸介は、新たな息子や娘の物語を与えられ、このように伝説をまとう人物になり得たであろうか。

〔引用文献〕

- *長井政太郎「出羽国検地帳の研究」(『政治経済史学』一五卷二号・一九四八年五月)
- *桑田忠親『太閤記の研究』(一九六五年二月・徳間書店)
- *斯道文庫編『大かうさまくんきのうち』(一九七五年二月・汲古書院)・大沼晴暉「同翻字編・解題」
- *檜谷昭彦・江本裕校注『太閤記』(新日本古典文学大系六〇・一九九六年三月・岩波書店)
- *本学アジア学科編『秀吉伝説序説と「天正軍記」』(二〇一二年四月)
- *高橋圭一「実録の中の木村重成」(『大阪大谷国文』三八号・二〇〇八年三月)
- *高橋圭一『大坂城の男たち』(二〇一一年二月・岩波書店)の「序章 筋を通す文学」・第二章 大坂城中の花 木村重成

〔参考文献〕

- *服藤早苗『古代・中世の芸能と買売春』(二〇一二年九月・明石書店)
- *井上善博「越中江先勢遺覚」について」(学習院『学習院史料館紀要』一二号・二〇〇三年三月)
- *小和田哲男『秀吉の天下統一戦争』(戦争の日本史一五・二〇〇六年一〇月・吉川弘文館)
- *福井県『福井県史』通史編三・近世一(一九九四年一月・同県)
- *福井県『福井県史』資料編三・中・近世一(一九八二年三月・同県)、『福井県史』通史編、『同』資料編の古文書については、ウェブでの公開があり、大変に参考になった。他の県史類にもかかる公開が望まれる。
- *藤田恒春『豊臣秀次の研究』(二〇〇三年七月・文献出版)
- *高橋圭一・山本卓編『近世実録翻刻集』(二〇〇八年二月・同刊行会)
- *松岡歩『恨の介』における恋愛譚の位相」(山口大学『山口国文』三〇号・二〇〇七年三月)
- *前田金五郎・森田武校注『仮名草子集』(日本古典文学大系九〇・一九六五年五月・岩波書店)
- *野田寿雄校注『假名草子』上(日本古典全書・一九六〇年三月・朝日新聞社)
- *吉丸雄哉「近世における「忍者」の成立と系譜」(仏教大学『京都語文』一九号・二〇一二年一月)

〔付記〕

武田先生が定年を待つことなく、自発的に退職されることは、筆者にとつては衝撃的な出来事であった。先生には、筆者には過分の「退休記念論集」を編んでいただいたのみならず、本学にお見えになった年以來、公私ともにさんざんお世話になった。『退休記念論集（ハードカバー版）』ではない方の、ソフトカバーの『アジアの都市と農村』の拙稿「都市上海と日本人」に、上海調査の一端に先生の姿を記したように、調査旅行では上海をはじめ中国に限らず、日本や東南アジアの調査にも、一緒させていただいた。

先生は奇矯な私の言行を、「中国的理性」でそれとなく正してくださる、私どもの年代には稀少な「中国的大人」である。ただ、お会いするたびに「散歩でもして少しは体力を維持されないと」と口が酸っぱくなるほど御意見を申し上げたのだが、「いやあ、衰えるに任せるに限ります」とお聞きいれではなかった。定年を待たずに退休される一因は、おそらくこうした「東洋的自然観」によるものであろう。

「自然」に対し全力で抗いながら、結局は「自然」に従わざるを得なくなるのも、「東洋的自然観」に則した生き方だと思ふのであるが。

先生は北海道のご出身のこともあり、基礎体力はお持ちなので、ともかく、いままし「体力維持」にもご配慮いただき、また中国や日本の調査旅行を御一緒をお願いしたい。取り柄のない拙論ではあるが、小牧山城や清須城などに『秀吉伝説序説と「天正軍記」』関連の調査旅行で、「一緒した」と、同書所収の先生の「小瀬甫庵『太閤記』の『理』と

『天』の原型となったお話しなどをうかがったことを懐かしく思い返しながら、本稿を書かせていただいた。ありがとうございます。ありがとうございました、そして今後ともよろしく願います。